室蘭工業大学
学術資源アーカイブ
Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive

現代日本政治論一現代日本の民主主義と象徴天皇制二

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白石, 正夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/582

現代日本政治論

——現代日本の民主主義と象徴天皇制——

白　石　正　夫

An Analysis of Politics of Japan Today

Shiraishi, Masao

Abstract

It is often said that Japan is, as it were, an honour student in economics but a backward one in politics. To put it differently, democracy is unmatured in politics in Japan. Democracy, of course, should be supported by the security of fundamental human rights and the popular sovereignty. Nevertheless, Japan is what is called a 'money-oriented' democracy and both rights and sovereignty are thoroughly neglected.

This must be also pointed out ; one of the remarkable characteristics of Japanese executives, among the world of politics, business and bureaucracy, is irresponsibilities for their words and doings. Lack of moral sense on their part should be criticised. But at the same time general public has to undertake some responsibilities for corruption in that it has turned a blind eye to leaders' conduct.

The above mentioned deficiencies have impeded the democratic maturity. In this paper I attempt to analyse these abnormalities, focusing my attention on the political role played by the system of Symbolic Emperor.

目　次

はじめに　現代日本政治の特殊性

一　ドイツ・過去と現在

二　日本・過去と現在

三　ブルジョワ革命・価値転換

四　近代日本の価値転換・「人民告諭」
五　戦後の「価値転換」と象徴天皇制

はじめに　現代日本政治の特殊性

現代日本は経済大国といわれる。また、経済は一流だが、政治は二流三流ともいわれる。経済が一流であるかどうかは、異論のあるところであろうが、政治が二流か三流であるという点については、衆目の一致するところであろう。ロッキード事件、リクルート事件、共和事件、佐川急便事件と相次いで露見する汚職事件が、そのような共通認識の背景にあることはいうまでもない。それら諸事件は、日本政治の構造疑獄的体質を余す所なく明らかにしている。即ち、それらは、個々の企業と政治家、官僚との贈収賄事件というだけでなく、企業献金をつうじて制度化されている政・財・官ぐるみの金主主義政治が、日本政治の本質であることを端なくも示しているのである。

政治が二流とは、民主主義という点で二流ということである。民主主義は、人民主権と基本的人権の保障という二本柱によって定義することができる。上述した日本政治の特徴は、金主主権が人民主権にかわって日本民主主義の一方の柱を成しているということを、誰の目にも疑問の余地なく明らかにしている。そして、この点に日本政治が二流であるということの一つの意味があるのである。しかし、この点以上に我々を唖然とさせ、また暗然とさせるのは、疑獄に係わった人々、即ち日本の政界・財界・官界の指導者たちが平気で嘘をつくということであり、また自ら進んで責任を取ることを決してしないということである。と同時に、日本国民も、このことを厳しく咎め立てしようとせず、選挙によるいわゆる禊を易々と許している点である。この道徳心の欠如と無責任さ及びこれらに対する寛容さが、日本の政治と社会の特殊性・異常性の重要な部分を成していると考える。

ところで、金権政治を可能ならしめている金権は、どのようにして生み出されているのか。日本のいわゆる「奇跡」の経済成長をもたらしたものの中に、

金権を生み出す基本的原因がある、と言って差し支えないであろう。即ち、長時間労働、低賃金、下請けいじめ、という日本の企業社会の体質となっている３点セットがそれである。ドイツ・フランスより、500時間から600時間長いという年間労働時間、長時間働かなければ生活できない低賃金、下請けほどそれらの悪条件が酷くなるという構造である。「エコノミック・アニマル」、「ウサギ小屋に住む働き中毒」、「日本人はアリのように働く、我々は人間として生きたい」。英仏人による、これらの日本人評の背景にはこのような構造がある。

さて、過労死こそ、この構造が生み出した嫡出子であるといえよう。今や年間一万人を越えると推定される過労死は、現代日本社会の逆立ちぶりを象徴する現象である。目的と手段の逆転が生じているのである。「人間らしく生きる」ために「働く」ということが、「働く」ために「自分の生活も投げうち、命をも捨てる」というように逆立ちしているのである。勿論過労死は自殺ではない。奴隷労働による酷使殺人である。人を「人間らしく生きる権利をもった存在」と見ず、使い捨て労働力としか見ない恐るべき人間否定が、この殺人を引き起こし、あの逆転を常態化させている。しかも殺人企業は、常日頃残業時間を記録させないか、少なく記録させ、証拠が残されていないことをもって、過労死を否定する非道ぶりである。指摘される過労死数は、当然の事乍ら氷山の一角でしかなく、背後に数倍数十倍の予備軍がかくされている。この人権否定、人権尊重意識の欠如も、非常に広く蔓延し、また深く沈殿して、日本の社会と政治の特殊性の内容を構成していると言えよう。１回残業を断っただけで解雇された労働者、所属労組を理由に差別されたり、解雇されたりという不当労働行為、残業しても手当を払わないサービス残業、労使ぐるみ選挙の強制、出向・転勤の強要、家族を引き裂く単身赴任、労災隠し、公害による環境破壊、等々人権侵害の事例は枚挙に暇がない。これは、嫌がらせ、いじめといった陰湿な形態も取り、企業社会から一般市民生活や子供たちの学校生活にまで広がっている。異分子の存在を許さない画一主義的会社主義を、他人と同じであろうとする子供たちの自己規制的画一主義、異分子をいじめ、排除しようとする全体主義的学校社会がくっきりと反映している。

民主主義を構成する一方の柱・基本的人権の保障、これが日本では、大きく損なわれているのである。そして、それが金権を生み出す元になってもいるのである。その金権が金主主義政治を可能にし、民主主義のもう一方の柱・人民主権を排除する結果となっている。このように現代日本では、民主主義の二本の柱がともに蝕まれているのである。人間否定の上に繁栄する経済、その金力が民主主義を破壊し金権腐敗政治を支え、腐敗政治が非情・無法な経済活動を保障する。このような構造が日本の経済と政治の実態である。従って、仮に経済大国と言えたとしても、一流の経済なぞとは到底言えず、経済も政治もともに二流三流というのが本当のところであろう。「先進民主主義」、「自由社会」を自称する日本における公然たる人権侵害、全くの道徳心の欠如、呆れるばかりの無責任、これらに対する驚くべき無感覚、これらこそ今日の日本の社会と政治を特徴づけるものである。

そこで、本小論の目的は、この日本社会・政治の特殊性の根本原因を解明することにある。そして、その証拠を、人々の思想・意識の中から剔出することにある。この作業は、「自由社会・日本」の「自由」の虚構性を暴くことになろう。

一　ドイツ・過去と現在

日本の特殊性を認識するために、まずは同じファシズム枢軸国であったドイツと日本を対比してみよう。周知の事実に属するが、改めてドイツの過去と、現在のドイツ人のそれに対する態度を見ておく必要があろう。

> 指揮棒は左へむけられた。私は半歩まえに出た。まず、父がどちらに送られるか見たかったからである。右に行こうものなら、私は追いすがったことであろう。
>
> 指揮棒は彼のためにもう一度左のほうへ傾いた。私の心臓から重荷がすとんと落ちた。左側と右側と、どちらの方角がよいのか、どちらの道が徒刑場に通じ、またどちらの道が焼却炉に通じているのか、私たちはまだ知

らなかったのである。

……一人の囚人が私たちに近づいた。

「気の毒に、あんたたちは焼却炉へいくのさ。」

彼はほんとうのことを語っているように見えた。私たちからほど遠からぬところで穴から焔が立ちのぼっていた。巨大な焔が。そこで何かを燃やしていた。トラックが一台、穴に近づいて、積荷をなかに落とした。——幼児たちであった。赤ん坊！　そう、私はそれを見た、われとわが目で見たのであった……。子どもたちが焔のなかに。*

*エリ・ヴィーゼル、『夜』（村上光彦訳、みすず書房、1967年）、60頁。

以上は、アウシュヴィッツ収容所に連れていかれたユダヤ人少年、エリ・ヴィーゼルが、そこで最初に目撃したものである。

第二のグループのことから、お話しましょう。

ドイツ軍に占領されたヨーロッパ各地のユダヤ人たちは、「おまえたちは東のほうに移住だ」と告げられ、無蓋車や家畜用の貨車に詰めこまれて、アウシュヴィッツなどに送りつけられました。

なん日も、食料も水も与えられないなかでの輸送ですから、途中で死ぬ人たちが続出しました。かれらは、トランクを持っていくことをゆるされていました。移住、と聞かされてこのトランクに貴重品、高価な品をぎっしり詰めこみ、表には名前、住所などをはっきり大書していました。

列車は、ビルケナウの収容所の門をくぐって、しばらくして停車します。人びとは追いたてられるようにして列車から降ろされ、行列をさせられます。つかれきった人びとの群れの前には、エレガントな制服を着たＳＳ隊員の医師が立っています。かれの手が右を指せば、「シャワーを浴びさせてやる」ということになっていました。左を指せば、別のところに収容するというのです。

じつは、これはおそるべき「選別」でした。お年寄りや子供たちは「右」

へ行かされました。「左」に行かされたのは、労働力として役立つか、専門知識をもっている人たちです。これが20％前後で、番号を入れ墨され、はげしい労働につかされることになります。後にお話しする第一のグループへの仲間入りです。

「右」へいくよう指示された人たちは、しばらく直進させられます。大きな建物にはいると、シャワーだ、ということでまず脱衣を命じられ、つづいて「浴室」に押しこめられます。はじめ「心配はいらない。シャワーなんだから」といっていたＳＳ隊員も、あとのほうの人たちを詰めこむ段になると、棍棒で殴りつけるなどようしゃはしません。“仕事”をスムーズにすすめるため、先頭のほうにいる人たちには、不安をもたせないようにしているのです。天井の低い狭い部屋に2000人もの人たちが押しこめられるのが常でした。

そうして天井の小さな穴から毒ガスが投入されます。狭いところに多くの人が入っているほうが、毒ガスの効果は早いわけで、ふつう３分から15分もすると、人びとは動かなくなってしまいます。

ＳＳ隊員が小さな穴からなかをのぞいて、全員の死亡を確認すると、「ゾンダー・コマンド」(特殊部隊) と呼ばれていた作業班が「シャワー室」に送りこまれます。とくに若くて元気なユダヤ人で、編成されています。

かれらは死体を運び出し、髪の毛を切り取り、死者の指輪や金歯をぬきとる作業をさせられました。そうして、毒殺された仲間のユダヤ人を、焼却炉へと運ぶのです。２、３週間たつと、今度はかれら自身がガス室に送られます。

彼等は、どうしてこんな目にあわなければならなかったのでしょうか。あるユーゴスラビアの画家がつぎのような光景をとらえております。

きちんとした格好をしたＳＳ隊員が、300人の若い健康なユダヤ人に大声で、「おまえたちは人を殺し、焼くところで働くんだ」と命令し、「おまえたちのなかで働きたくない者、働けない者はいるか」と質問します。一人が前へ出て、「自分は心臓が弱いから、そうした仕事はできない」とい

いますと、そのＳＳ隊員は、「ではやらなくていい。この部屋から出て行け」といったのです。部屋を出た瞬間にピストルで撃ちたおされました。そして、「彼以外にも、働きたくない者、働けない者があるか」と聞くのです。*

*タデウス・シマンスキ、『恐怖のアウシュヴィッツ』（永井清彦編、岩波書店、1987年）、12—14頁。

これは、やはりアウシュヴィッツ体験を持つポーランド人、タデウス・シマンスキの来日講演の一節である。

これらの証言を読むとき、我々は、余りのことに息をのみ言葉を失ってしまうのである。そこで考えることは、現在のドイツ人は、この過去をどう受け止め、自分の心の中にこれをどのように位置づけ、どう対処しているのだろうかということである。この点を真正面から取り上げ、極めて率直に表現しているのが、ヴァイツゼッカー・ドイツ大統領演説である。頻繁に言及されるのであるが、ここでも少しく引いておきたい。

５月８日は心に刻むための日であります。心に刻むというのは、ある出来事が自らの内面の一部となるよう、これを誠実かつ純粋に思い浮かべることであります。そのためには、とりわけ誠実さが必要とされます。

われわれは今日、戦いと暴力支配とのなかで斃れたすべての人びとを哀しみのうちに思い浮かべております。

ことにドイツの強制収容所で命を奪われた600万人のユダヤ人を思い浮かべます。戦いに苦しんだすべての民族、なかんずくソ連・ポーランドの無数の死者を思い浮かべます。

ドイツ人としては、兵士として斃れた同胞、そして故郷の空襲で、捕われの最中に、あるいは故郷を追われる途中で命を失った同胞を哀しみのうちに思い浮かべます。

虐殺されたシィンティ・ロマ、殺された同性愛の人びと、殺害された精

神病患者、宗教もしくは政治上の信念のゆえに死なねばならなかった人びとを思い浮かべます。

銃殺された人質を思い浮かべます。

ドイツに占領されたすべての国のレジスタンスの犠牲者に思いをはせます。

ドイツ人としては、市民としての、軍人としての、そして信仰にもとづいてのドイツのレジスタンス、労働者や労働組合のレジスタンス、共産主義者のレジスタンス——これらのレジスタンスの犠牲者を思い浮かべ、敬意を表します。

積極的にレジスタンスに加わることはなかったものの、良心をまげるよりはむしろ死を選んだ人びとを思い浮かべます。

はかり知れないほどの死者のかたわらに、人間の苦悩の山並みがつづいております。死者への苦悩、傷つき、廃疾になった苦悩、非人間的な強制的不妊手術による苦悩、空襲の夜の苦悩、故郷を追われ、暴行、掠奪され、不正と拷問、飢えと貧窮に悩まされた苦悩、捕らわれ殺されはしないかという不安による苦悩、迷いつつも信じ、働く目標であったものをすべて失ったことの苦悩——こうした苦悩の山並みです。

今日われわれはこうした人間の苦悩を心に刻み、悲嘆の念とともに思い浮かべているのであります。*

*リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー、『荒れ野の40年』（永井清彦訳、岩波書店、1986年）、11—12頁。

これは、ドイツの大統領の、ドイツ連邦議会における、終戦40年を記念しての演説である。ドイツ人による残虐行為の数々を一つ一つ挙げながらの、かくも誠実で率直な懺悔は、人を感動させずにはおかない。では、彼は、現在のドイツ人はこれをどう受け止めるべきだ、と言っているのだろうか。

人間の罪には、露見したものもあれば隠しおおせたものもあります。告

白した罪もあれば否認し通した罪もあります。充分に自覚してあの時代を生きてきた方がた、その人たちは今日、一人びとり自分がどう関り合っていたかを静かに自問していただきたいのであります。

今日の人口の大部分はあの当時子供だったか、まだ生まれてもいませんでした。この人たちは自分が手を下してはいない行為に対して自らの罪を告白することはできません。

ドイツ人であるというだけの理由で、彼らが悔い改めのときに着る荒布の質素な服を身にまとうのを期待することは、感情をもった人間にできることではありません。しかしながら先人は彼らに容易ならざる遺産を残したのであります。

罪の有無、老幼いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関り合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。

心に刻みつづけることが何故かくも重要であるかを理解するために、老幼互いに助け合わねばなりません。また助け合えるのであります。

問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざすものは結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。*

*同前訳、16頁。

このように彼は、罪のないものも、戦後生まれの若者も含めて、全員が過去を引き受けねばならなず、全員が過去に対する責任を負わなければならないと説いている。そしてまた、全員が過去の非人間的な行為を心に刻み続けることが重要だと語る。何故なら、若者が責任を負わず、過去を記憶しないなら、再び同じ過ちを繰り返す危険があるからだ、というのである。

過去から目を背けることなく、明確に責任を引き受け、いつまでも忘れず、

将来同じ過ちを決して繰り返さない、とする決意の表明は、その格調の高さとも相まって、世界の人々の前で、ドイツ人の道徳性を回復せしめた。

かくして、ドイツでは、学校教育の中で子供たちに、ドイツ人がおかした悪逆無道の数々を克明に教え、また、教科書の作成に当って、近隣諸国の専門家と協議するなどして、誤りなきを期しているのである。そして、歴史的記念日には、指導的な立場の人々が、繰り返し過去を思い起こし、これに対して反省の弁を述べていることもよく知られているところである。

以上が、ドイツ人の過去に対する態度であり、現在の対処の仕方である。これらが国際社会におけるドイツの信用を回復させ、かえって高い道徳性の獲得を可能ならしめているのである。

二　日本・過去と現在

日本の過去がドイツと比較して決して誇れたものではないことはいうまでもない。身の毛もよだつ残虐行為として、アウシュヴィッツに匹敵する例の一つとして、関東軍満州第731部隊による生体実験を挙げることもできよう。*

＊この点については、森村誠一、『悪魔の飽食』（光文社、1981年）参照。

だが、ここでは、日本の過去を再確認するためのその他あれこれの事例は取り上げず、最近生き証人が名乗り出たことによって、脚光を浴びるに至った事柄だけを取り上げる。その生き証人とは、元従軍慰安婦の韓国人である。日本軍のいわゆる従軍慰安婦は、その数10万とも20万とも言われ、その約８割が朝鮮人だとされている。14才位からの朝鮮人女性が、女子挺身隊などとだまされて、あるいは単に暴力的に駆り出されて従軍慰安婦にされ、終戦後、戦場に置き去りにされたものも多いという。

以下に、元従軍慰安婦として名乗り出て来日した金学順さんと黄錦周さんの証言を引いておこう。

> 15才の春、日本軍兵士に拉致された。「挺身隊、勤労奉仕の名目すらなかった。“このやろう、朝鮮人”と殴って引っ張っていくだけだった」。中

国の前線基地に着いた日から将校の相手。「慰安婦５人に兵隊300人。日に何十人もやって来て、本当に地獄の日々だった」。「今でも、日の丸を見ると、頭が腐るように苦しい」。

昨年６月、日本政府が「慰安婦を連れ歩いたのは軍ではない」との見解を出した、と韓国の新聞が報道した。「慰安婦は何万人もいた。私は生きている。日本政府はなぜ罪を認めないのか」と過去を語る決心をした。*

*「毎日新聞」、1991年12月13日付け朝刊より。

私は17才の時、行く先も告げられず汽車に乗せられた。駅ごとに同年配の少女たちが加わり、中国・吉林省の慰安所へ。最初の二晩ほどは将校たちが自分のものにする。その後は１日20人の兵士を相手に。

食事も満足に与えられず、１年後には生理が止まった。病気なので「相手をできない」というと恥ずかしい行為を強要した。「私は犬か」と口答えすると「天皇の命令だ」と殴りつけた。今でも身体に不自由な部分があります。

韓国人の種まで絶やそうとして娘たちを根こそぎ連れていった。できれば昭和天皇が生きているうちに日本にきて訴えたかった。*

*「室蘭民報」、1992年２月29日付け夕刊より。

次に、日本側から名乗り出て、朝鮮人女性を強制連行した過去を告白し、謝罪活動をしている吉田清治さんの証言も掲げておきたい。

「私が朝鮮半島で約千人もの若い女性を従軍慰安婦として狩り集めたのも軍の命令に従ったからです」。ここ十数年強制連行の謝罪活動を続けている吉田清治さんは、「従軍慰安婦は民間業者が連れ歩いた」として関与を否定する日本政府の姿勢にこう反論し、自ら“ドレイ狩り”と呼んだ強制連行の実態を生々しく証言した。

昭和17年から敗戦までの３年間、山口県労務報国会動員部長を務めた吉

田さんは朝鮮半島から男性５千人、女性約千人を強制連行したことを明らかにした。男性は日本の炭坑などで強制労働に従事させられ、女性たちは東南アジアなどの前線へ送られ軍の慰安婦をさせられた、という。

慰安婦たちの動員方法は、まず陸軍西部軍司令部などから「皇軍慰問朝鮮人女子挺身隊員動員に関する件」という命令書が山口県労務報国会会長も兼務していた同県知事あてに送られてくる。それに従った吉田さんは「４、５日から１週間で50人の若い女性を集めなければならない。朝鮮総督府の警察官や軍を使って農村を取り巻き、乳飲み子のいる若い母親にまで襲いかかったのだから村はパニック状態。女性たちは南方へ軍の船で送られるのだが民間業者にできることじゃないですよ」と話す。*

*「室蘭民報」、1991年12月６日付け夕刊より。

このような事実を、日本政府は、戦後46年間否定し続けてきた。終戦後これらに関する公式記録を焼却し、証拠がないとして嘘をつき通してきたのである。そもそも日本政府は、２千万人をうわまわるアジア人を殺した十五年戦争を、侵略戦争であったと明言しようとしない。過去の出来事を一つ一つ確認し、これへの反省と、二度とこれらを繰り返さない決意を表明するドイツ、過去を隠し、否定し、嘘をつき続けようとする日本、この際立った対照に注目しておこう。

さて、ドイツでヴァイツゼッカー大統領がかの演説をした同じ年の８月15日、この日は日本にとっての終戦40年記念日であった。この日、中曽根首相が靖国神社に公式参拝をしている。政教分離の憲法原則から、違憲の疑いありとして、戦後40年間、総理大臣の公式参拝は、一度もなされてこなかった。終戦40年を記念して、戦後歴代の総理大臣の中で初めて、靖国神社公式参拝を強行した理由を、彼はこう語っている。「さもなくば、誰が御国に命を捧げるか」と。天皇のために命を捧げた者だけが、神として祀られている特殊な神社に、国を代表して総理大臣がお参りしないなら、今後「国」のために、天皇のために、誰が死んでくれるか、というのである。

このような出来事に象徴される中曽根流の政治路線を、彼自身「戦後政治の総決算」と名付けていたことはよく知られている。この路線は、臨時教育審議会を通じて、学校教育に持ち込まれ、学習指導要領の改定へと進んでいくのであるが、それに先だって、教科書検定が年ごとに厳しくなっていった。例えば、上述した終戦40年の1985年検定（小学校社会科教科書）を見ておこう。

> 国際問題にまで発展した「侵略」の使用は認めたものの、南京事件、関東大震災の朝鮮人虐殺、沖縄戦での日本軍の住民虐殺などの記述には「理解するには児童の心身が未発達である」などの理由をつけ書き直させた。……
>
> 今回の検定で目立っているのは、憲法前文、9条、自衛隊、日本の伝統・文化、日の丸などの記述をめぐって、前回の検定で合格し、現在使われている教科書と同じ記述なのに新たな書き加えや削除を求めた点だ。*
>
> *「室蘭民報」、1985年7月1日付け朝刊より。

次のは、中・高校生用の社会科教科書についての1989年検定に関するものである。

> 例年問題になる中国との戦争に関しては、「三光作戦」（奪いつくし、殺しつくし、焼きつくす）の時期や地域を限定させ、南京大虐殺で「全世界に怒りを呼び起こした」という表現を削除させた。沖縄戦や広島、長崎の被害者数についても、根拠の明示を求めるなど細かくチェック。*
>
> *「毎日新聞」、1989年7月1日付け朝刊より。

かくして、1991年（小学校教科書）検定では、

> 「指導要領準拠」を強く求める検定意見が目立ち、日の丸・君が代を国旗国歌とする指導が一律に行われた。要領が「例示」した東郷平八郎元帥

ら歴史上の人物42人が全員載った……。また指導要領の「天皇について理解と敬愛の念を深める」に即した意見も付き、6年の「社会」全教科書が国事行為や大相撲観戦中の天皇の写真を掲載。即位後朝見の儀の「お言葉」を載せた社もある。*

*「毎日新聞」、1991年7月1日付け朝刊より。

このようにみてくると、日本の学校教育は、過去を変えたり、起こらなかったことにし、過去に目を閉ざさせようとしているのではないかと危惧される。その行き着く先は、現在にも盲目となり、また非人間的な行為を犯す危険に陥る結果となるだろう。中曽根首相は、「教育革命で、お座敷をきれいにして、我々の憲法を据え付ける」という主旨の発言をし、「戦後政治の総決算」の行き着く先に「自主憲法」の制定があることを示唆した。日本国憲法は、日本の過去に対する反省の所産である。日本の過去とは、「天皇主権、治安維持法、軍事主義と侵略戦争」である。反省の所産とは、「主権在民、基本的人権の保障、平和主義と戦争放棄」、つまりは民主主義である。中曽根路線は、その後に続く各内閣によって踏襲されており、民主主義が掃き捨てられ、過去が復活するのではないかという不安が、根拠のないものではないことが分かるのである。

三　ブルジョワ革命・価値転換

ナチスの犯罪に関しては、時効を否定してまで戦争責任を徹底的に追求し、歴史から教訓を学んで、現在と将来に生かそうとするドイツはじめヨーロッパ諸国。責任追及が弱く、過去から学ぶことも少なく、易々と歴史の逆行を認めがちな日本。集団主義的、全体主義的で、個人の人権が軽んじられ、その意味で封建的気風を、未だ社会のいたるところに色濃くとどめている日本。これが日本の社会と政治の特質を成しているのである。その特質を余すところなく示してくれている具体的事例を、ここで見ておくことにしよう。

「亡くなった夫を静かに追慕したい」と護国神社合祀拒否訴訟を起こし

たあと、中谷康子さんは非難、脅迫、中傷のあらしにさらされた。「非国民」「国賊」「売国奴」「日本の女らしい常識を持て」。

結婚して9年目に夫を失った中谷さんは一人息子をつれて、保険外交員、老人ホームの調理員などを転々とした。亡き夫をしのびながら女手ひとつで懸命に生きているのに、勤務先の老人ホームを爆破するぞ、という脅しまであったというから、言語道断だ。

一、二審で勝訴すると「金が欲しくてよく頑張ったよ」などという冷やかしの手紙が舞い込むようになった。「無署名の罵りの手紙は減りました。でも、共通しているのは、集団と違う意見を持つものははみ出し者という考え方。戦争中と同じ発想ですよね」。自衛官は「国のために死んだのだから、護国神社の神になるのは当然だ」といったという。確かに戦争中と同じ論理だが、その集団的立場からすると、合祀を断ったクリスチャンの中谷さんははみ出し者、異端と映るのだろう。卑劣な非難、脅迫は現代の異端糾弾だ。

「自分の心の中にも同じような考え方が潜んでいたのではないか、と振り返るのです。私だって夫を亡くすまで、自衛隊や憲法の意味を問うことさえなかったのですから」と中谷さんは謙虚に反省している。一、二審の判決を破棄して、中谷さんの訴えを退けた最高裁にその反省はなかった。集団に加わっているものは集団意識の偏りに気がつかない。最高裁の15人の裁判官の中で「少数者の視点に立つことが必要だ」と反対意見を述べた人がたった一人だけというのは、いかにもさびしい。最高裁も集団に帰属してしまったか。*

*「毎日新聞」、1988年6月2日付け朝刊・コラム'余録'より。

全くやりきれない思いである。これが日本民主主義の内実であろう。

勿論、ヨーロッパは異端糾弾、魔女裁判の本家本元であり、はじめから人権尊重、民主主義が確立していたわけではない。ヨーロッパにおいても、近代社会以前は、身分制度のピラミッド的ヒエラルヒーが厳然とそびえたち、これを

宗教・神が精神的、思想的に正当化し、盤石の体制を誇っていたのである。この身分制的上下・支配関係の中で、個人は全体の中に埋もれ、その分に応じて全体に奉仕することだけに存在意義が認められていたに過ぎない。

ブルジョワ革命が、このピラミットを引っ繰り返したのである。国王、貴族等支配者、上の身分のものは、悪、不正義として拒否され、身分制度とこれを支えていた神、これら正義、価値とされてきたもの一切が間違いとされた。この体制をよしとする価値観、思想、精神、宗教が全面的に否定されたのである。そして、被支配者、下の身分のもの、一人一人の人間個人が最高に価値ある存在だとする考え方、ただ人間として生まれてきただけで、生きる値打ち・権利があるとする思想がうち立てられた。即ち、基本的人権という考え方である。さらに、全体・政府等は、この価値ある個人の権利を守るために、諸個人によって作られたもの、いつでも人々によって取り替えられるものという主張がなされた。即ち、人民主権という考え方である。この価値転換を全国民的規模でやったのがブルジョワ革命である。後に記述する日本との違いを際立たせるために、以下に、フランス人権宣言の若干の条項を列挙しておこう。

国民議会として組織されたフランス人民の代表は、人間の権利についての無知、忘却または軽視が公の不幸および政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、厳粛な宣言において、人間の譲り渡すことができない神聖な自然の権利を提示することを決議した。……

第1条　人間は、自由で、権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。……

第2条　すべての政治的結合体の目的は、人間の自然の、そして消滅することのない権利を保存することにある。これらの権利とは、自由、所有、安全ならびに圧制への抵抗である。

第3条　すべての主権の原理は、本質的に国民のうちに存する。……

第6条　法律は、一般意思の表現である。すべての市民は、みずから、またはその代表をつうじて、法律の作成に協力する権利を持つ。…

第７条　いかなる人間も、法律によってさだめられたばあいで、そして法律が規定した形式にしたがってでなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されることができない。……

第10条　いかなる者も、宗教的なものもふくめて、その意見のゆえに、その表明が法律によってさだめられる公の秩序をみださないかぎり、おびやかされてはならない。

第11条　思想および意見の自由な伝達は、人間の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、自由に話し、書き、印刷することができる。……

第16条　権利の保障が確保されず、権力の分立がさだめられていないすべての社会は、まったく憲法を持たない。*

*芝田進午編著、『人間の権利』（大月書店、1977年）、194―197頁より。

この人権宣言は、フランス全土に行き渡り、どんな片田舎の家々にも、壁にこれが貼られ、子供たちは、これによって文字を覚え練習したという。即ち、ブルジョワ革命を通じて、人々は、古い封建的意識を捨て去り、民主主義の精神を我が物としていったのである。民主主義の社会と政治は、民主主義の精神をしっかりと我が物とした個人の存在無しには考えることができない。この民主主義への価値転換を、ブルジョワ革命は達成したのである。そして、これがその後の歴史の思想的・精神的バックボーンとなり、歴史の逆行をここへと引き戻すための基準点となったのである。ファシズムへの徹底した反省と民主主義への回帰が、このようにして可能となっていくのである。

四　近代日本の価値転換・「人民告諭」

では、封建社会と決別し、近代社会に踏み出そうとした時期の日本の思想・価値意識は、どのようなものだったであろうか。次に掲げるのは、明治維新直後に出されたもので、その後の日本人の思想を方向づけた文書として、注目に値する。これは、1868年10月に京都府が出した、「人民告諭大意」という文書

である。当時、多くの府藩県で、天皇支配の正当性を説く告諭書が、様々な形態で出されたが、この京都府のものが早くかつ整ったものであったため、中央政府は、これを全国に普及させる措置を取った。*

まずは、政府が、この文書を全国に配布するに当って添付した、布告文である。

> 牧民之要領ハ政教並行ニ有之候。今般京都府告諭大意ト云書ヲ著シ、神州之国体国是、王政之御趣意、宇内之形勢等ヲ庶民ニ相諭シ候。其言簡易ニシテ俚俗ニ通ジ易シ、戸毎ニ蔵シ人毎ニ誦セバ、上下之趣意不相戻、政教並行之基タルベシ。依之右書各府藩県ヘ相渡候条、遍其部内ヘ告諭可致旨被仰出候事。……*

政治の極意は、政教一致に尽きる。京都府の「告諭大意」は、我が国が神国であり、天皇親政であることを、分かり易く諭している。これを各家庭におき、みんなが唱えれば、天皇制は安泰である、というわけである。

次は、京都府「告諭大意」の前書きである。

> 神州ノ風儀ヲ示シ、王政ノ御趣意ヲ諭サンタメ、告諭大意トイフ書冊ヲ著シ、一群ヘ五冊ヅツ相下置候条、役人ハ素ヨリ、其他志有之者ハ其旨趣篤ト会得シ、童幼婦女ニ至ル迄、精々教諭スベキ事。……**

女子供に至るまで、天皇制の趣意を教え諭せ、というのである。フランス人権宣言から80年後に、宣言とは正反対のものを、各家庭に配り、子供たちにも唱えさせる、ということである。

以下が、「告諭大意」本文である。

> 夫人ハ万物ノ霊トテ、天地間ニ稟生モノ、人ヨリ尊キモノハナシ。殊ニ我国ハ神州ト号テ、世界ノ中アラユル国々我国ニ勝レタル風儀ナシ。尊キ

人ト生レ、勝レタル神州ニ住ナガラ、其辺ヘハ心モツカズ、徒ニ一生ヲ過ルハ、云カヒナキ事ナラズヤ。人ノ禽獣ニ異ナルユエンハ、道理ヲ弁ヘ、恩義ヲ忘レザルノ心アレバナリ。即忠孝トイウモ此心ニテ、苟モ此心ナキモノハ人面獣心トテ、貌容ハ人ナレドモ禽獣ニモ劣ルベシ。サレバ人ノ人タル道ニ叶ヒ、神州ニ生レタル主意ニ乖カザラント思ハバ、先神州ノアリガタキヲ考ヘ、御国恩ニ報ユル心掛スベシ。仰神州風儀外国ニ勝レタリト云ハ、太古天孫此国ヲ闢キ給ヒ、倫理ヲ立給ヒシヨリ、皇統聊カハラセ給フ事ナク、御代々様承継セ給フテ、此国ヲ治メ給ヒ、下民御愛憐ノ叡慮深クアラセラレ、下民モ亦御代々様ヲ戴キ、尊ミ仕ヘ奉リテ、外国ノ如ク国王度々世ヲカヘテ、請タル恩モ二代カ三代カ、君臣ノ因モ百年カ二百年カ、昨日ノ君ハ今日ハ仇、今日ノ臣下ハ明日ハ敵トナルヤウナル浅間敷事ニアラズ。開闢以来動ギナキ皇統、開闢以来カワラザル下民ノ血統ナレバ、上下ノ恩義彌厚ク益深シ。是即万国ニ勝レシ風儀ニテ、天孫立置給フ御教、君臣ノ大義ト申モ此事ナリ。外国度々カワル君臣ニテモ、此大義ハ重キ事ニ言伝タリ。況斯迄久シキ御恩沢、飽マデ報ヒ奉ル志ナクテハ叶フベカラズ。斯申セバ一銭ノ御救ニ預リシ事モナク、一点ノ御厄介ニ成シ事モナク、我働ニテ我世ヲ渡リ、更ニ御国恩ヲ蒙リタル覚ナシト思フ者モアランカナレドモ、ソレハ大ナル心得違ニテ、諺ニ云、挑燈カリシ恩ハ知レドモ月日ノ照シ給フ恩ハシラヌ、トイフニ同ジ。御国恩ハ広大ニシテ極リナシ。能々考ヘ見ヨ。天孫闢キ給フ国ナレバ、此国ニアルトアラユル物、悉ク天子様ノ物ニアラザルハナシ。生レ落レバ天子様ノ水ニテ洗イ上ラレ、死スレバ天子様ノ土地ニ葬ラレ、食フ米モ衣ル衣類モ笠モ杖モ、皆天子様ノ御土地ニ出来タル物ニテ、尚世渡リノナシ易キヤウニト、通用金銭造ラセラレ、儲ル金モ遣フ銭モ、尽ク天子様ノ御制度ニテ用弁叶フナリ。其上妨スル悪人アランカト、処々ニ御役所・番所ヲ建置レ、狼藉モノヤ盗賊ナドノ御制道アラセラレ、小児ニ銭金持歩行シテモ奪取モノモナク、老人婦女ニ留守番サシテモ狼藉スル者モナク、田ニモ畠ニモ米ヤ野菜ヲツクリ置、店端家外ニ売物干シ物出シ置テモ盗取ル者モナキヤウニト、容易ナラザル御世話

ニテ、万一悪行スルモノアレバ、種々御詮議ノ御手ヲ尽サレ、夫々御咎仰セ付ラルルナリ。斯御威光ノ御制道ナキトキハ、銘々力ヅクトナリ、弱キモノハ強キ者ニ打殺サレ、老人ハ壮者ニヲシタヲサレ、米モ金モ奪ヒ取ラルルベキニ、御制道アレバコソ、一重ヤ二重ノ塀垣ハ打破リテモ入ラルレド、番人付置ニモ不及、乱入スルモノモナク、安穏ニ暮サルルナリ。尚モ御代々様下民ノ難儀ヲ叡念ニカケサセ給ヒ、極寒ノ夜スガラ、モッタイナクモ御衣ヲ脱セラレ、民間ノ寒ヲオシ計リ給ヒシ事モアリ、御膳ニ向ハセラレテハ、百姓共汗ノ膏ニテ作リシ米トテ、其苦労ヲ思召出サレ、風水飢饉ノナキヨウニ、疫病暴吐瀉ノ流行ヌヤウ、民安カレト朝ナタナ祈ラセ給フ事、実ニアリガタキ事ナラズヤ。此御恩沢我身一代ノ事ノミナラズ、開闢以来ノ先祖代々皆其御陰ニテ世渡リシ、此往子孫何代ト云限リモナク、マタ其御陰ニ生長スルナリ。然ルニ三百年来昇平ノ季、イツトナク御政道不相立、天子様ハアレドモ無ガ如ク、下民愛憐ノ叡慮モ中途ニ滞リ、賄賂盛ンニ行ハレ、善人モ罪ニ陥リ、悪人却テ幸ヲ得ル体ニ成行ケレバ、大ニ宸襟ヲ悩シ給ヒ、御寝食モ安カラズ、仮令如何ナル御患難ニ逢セラレ給フトモ、下民ノ苦シミ見ルニ不忍トノ御事ニテ、遂ニ此度王政復古、諸事正大公明ニシテ、上下心ヲ一ニシ、末々ニ至ルマデ各其志ヲ遂サセ、益安穏ニ世渡ヲ営マセ、永ク皇国ノ外国ニ勝レシ風儀ヲ守リ、広ク皇威ヲ世界ニ輝カサントノ御事ナレバ、能々此叡慮感戴シ奉リ、謹デ御沙汰筋ヲ守リ、供々努テ御為ニ成ベキ儀ヲ心掛、累代ノ御鴻恩ヲ分毫ニテモ報ヒ奉ラバ、神州ノ民タルニ乖カザルベシ。＊＊＊

＊　『日本近代思想体系２・天皇と華族』（遠山茂樹校注、岩波書店、1988年）、24頁。
＊＊　同前、24—25頁。
＊＊＊同前、25—27頁。

神の国に生まれ暮らしていながら、そのことに気が付かず、天皇の何たるかも知らない者たちに、この国は天皇が開いた国であり、この国のありとあらゆる物はすべて天皇のものであり、先祖代々そのお蔭を被って世渡りをしてきた

のだから、その恩に報いることこそ人の道である。この度、乱れていた世を正すため、王政復古をしたから、お沙汰を守り、少しでも恩に報い、神国の民として忠孝を尽くせ。このように、近代日本の出発に当って、新しい世を待望する人々に対し、また未だ封建的意識に留まっている人々に対し、天皇制の正当性を説き、天皇制の価値意識への転換を促したのである。

このような土壌の上に、自由民権運動の徹底的弾圧と歴史からの完全な抹殺を経て、大日本帝国憲法の欽定となり、教育勅語の渙発にいたり、かくて絶対主義的天皇制が全面的に確立していく。「神聖ニシテ侵スヘカラ」ざる「万世一系ノ天皇」が「国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」「陸海軍ヲ統帥」し、「戦ヲ宣シ和ヲ講シ」、臣民は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とされるに至ったのである。そして、これが日本の思想的・精神的バックボーンとなり、歴史の揺れをここへ引き戻す基準として作用することとなっていくのである。

五　戦後の「価値転換」と象徴天皇制

フランス人権宣言と正反対の思想・価値意識が、徹底的に叩き込まれ、治安維持法による自由・人権の更なる剝奪を経て、日本は侵略戦争へと突入するという歴史をたどっていった。人々は、刑法の不敬罪や治安維持法が喚起する恐怖心と抱き合わせで、天皇制の価値意識を脳髄に埋め込まれたのである。従って、日本が民主主義の社会・国家として再生し、出発するためには、侵略戦争を全面的に反省し、それを惹き起こした思想・制度の徹底的な転換と改廃が必要だった。就中、天皇制から民主主義への意識転換が、是非とも必要だった。そのような心の転換・価値転換が全国民的規模でなされなければ、民主主義を支える精神は人々のものとならないからである。

ポツダム宣言の受諾と新憲法の制定が、この役割を担うべきであったことはいうまでもない。軍国主義と侵略戦争、大日本帝国憲法と治安維持法、国家神道と皇国史観、そして何よりも絶対主義的天皇制、これらこれまで正義・善・価値とされてきた一切が、間違い、不正義、悪として否定されなければならな

かった。従来の思想と制度、それらが犯した犯罪行為、これらに対する断罪と徹底的糾弾の上に、平和主義、基本的人権の保障と主権在民が樹立されねばならなかったのである。そして、それらを不動のものとし、二度と再び歴史の逆行を許さないために、民主主義の価値意識への転換がなされ、人々が民主主義の精神を我が物とすることが必要であった。

日本国憲法が制定され、主権在民と基本的人権の保障という民主主義の二本柱が謳われ、形式的、名目的には、民主主義の制度が作られることとなった。しかしながら、この憲法の制定は、旧態依然たる日本政府と、これと取引しようとするアメリカ政府とによって、秘密裏に、上から・民衆の参加なしに、しかも大急ぎでなされた。そのため、民主主義憲法制定過程が、人々が民主主義精神を獲得する過程とはならなかった。このことは大変重要であるが、従来から指摘されてきた点であるので、ここではこれ以上触れないこととする。*

* この論点については、杉原泰雄、『国民代表の政治責任』（岩波書店、1977年）が強調している。

ここで指摘したいのは、以下のことである。価値転換、思想の変化は、当然の事ながら、容易なことではなく、短時日でなされるものではない。制度が変わっても、人々の意識はなかなか変わらないものと云っていいだろう。それゆえ、人々の精神の転換に先だって、制度がまず変わり、その新制度の実施に伴って人々の意識が徐々に変化し、これによって制度が確固たるものとなっていく。こう考えれば、日本国憲法制定過程が、即民主主義精神の獲得過程にならなかったからといって、それ程問題とする必要はなかろう。問題なのは、実は日本国憲法が、民主主義精神の成長を妨害する制度を盛り込んでいるという点である。国民が民主主義精神を獲得するのを促すのでなく、それを妨げ、民主主義の精神を蝕む制度を残していることが、重大なのである。それは、他でもなく、象徴天皇制である。

旧憲法では、天皇は、神であり、元首であり、大元帥であった。その同じ人物が、象徴天皇として、新憲法に温存されたのである。侵略戦争と旧体制の最高責任者が、同じ天皇を名乗って、新体制に横すべりしたのである。これまで

善、価値とされ、正義とされてきた思想、制度の代表であり、旧世界の一切を象徴している天皇と天皇制が、新世界に残されたのである。否定されるべきもののすべてを、一身に担って体現している天皇が、新たに肯定されるべきものの直中に導入されたのである。これまでの体制・価値・思想、これまでやってきたことは、必ずしも悪くなかった、間違ってはいなかった、正しかったんだとする主張が、密かに忍び込まされ、その証拠たる天皇が、公然と憲法に挿入されたのである。唯の象徴に過ぎないからと。神でもなく、元首でもなく、大元帥でもない、国事行為だけをする、ほんの象徴に過ぎないんだからと。しかしながら、この存在が、人々の心を蝕み、民主主義精神の形成を妨げているのである。古い価値から新しい価値へ、天皇制の意識から民主主義の意識への転換を妨げているのである。天皇制、古い価値は、正しかったのではないか。悪であり、間違っているのなら、憲法の他ならぬ第一章において、その確固たる存在を許されるわけがないではないか。かくて、象徴天皇制は、人々の心の中での明確で徹底的な価値転換を妨げ、民主主義精神の獲得を困難にしてきたのである。天皇の存在が、大きな重圧となって、人々の意識にのしかかり、治安維持法の時代と同様に、自由な思考を許さず、精神の解放を依然として阻止し続けているのである。

そのことの例証を、「長崎市長への7300通の手紙」にみてみよう。「昭和天皇に戦争責任はある」とした長崎市長を批判するものは、価値転換していない人々の思想がどのようなものかを示していて興味深いが、広範に存在する保守的世論に共通して見られるもので、新鮮味はない。要するに過去の思想をバックボーンとして保持し続けているか、または民主主義精神形成不全の例証であって、ここで敢えて取り上げる必要はない。ここで注目したいのは、長崎市長の発言を支持し、激励する人々に見られる心情である。

> 今まで天皇について議論することが、あまりにもなさ過ぎたと思います。神聖天皇から象徴天皇へと変わっても、天皇について語るのを恐れている人々が多いのです。

私の母は68才です。母は女学生時代「御真影」礼拝をさせられたり、学校の先生が「特高」に連行されたりしたと語るとき、声を小さくします。そして、「天皇の悪口をいうと何をされるかわからんよ。天皇の戦争責任なんて人前で言うと無事じゃすまん。戦前も戦後も、天皇制は変わっていない」と言うのです。*

*『長崎市長への7300通の手紙・天皇の戦争責任をめぐって』(径書房編集部編、径書房、1989年)、87頁。

このような、天皇と天皇制に対して批判的な言動は恐ろしくてできなかった、とする心情は、同『手紙』に交々書かれている。「公に口に出してはいけないと我が身の保身を無意識に思っていた」、「自分の身を守ることに専心し、誰もが心で思っていても口に出しては言えぬこと」、「只臆病で現況では余り口に出す人が少なかった」。これほど言論の自由があふれている国は他にないといわれるこの日本で、いわゆる「自由社会・日本」で、このような恐怖心について語る人が非常に多いのは、全く異常である。しかし、これが現実である。天皇に対する批判は、右翼のピストルによる反批判となって返ってくるだけではなく、政治的・社会的不利益処分・差別のしっぺ返しを受ける、このような恐怖心を大部分の人が持っているというのが現実である。そして、この広範に人々の心に潜んでいる恐怖心の対象は、天皇だけではない。天皇に象徴される古い思想・価値、「現体制」、「御上」、「支配的なもの」、これらに対する批判的言動は、しっぺ返しを受ける、こういう恐れを多くの人が抱いているのは、紛れもない事実であろう。「象徴天皇」の存在が、このような効果、機能を果たしているのである。このような状況で民主主義の精神は育つであろうか。民主主義は、自己の人間としての権利を明確に主張し、他人の権利を同様に尊重する個人の存在無しには、有効に機能しない。日常生活の中で、自分の思想をはっきりと表現する能力、また民主主義に反するものに異議申し立てをしてやまない強靭な精神がなければ、民主主義の制度は生きたものとはならない。思想信条の自由、言論表現の自由、政治活動の自由は、基本的人権として憲法に謳われ

ていても、天皇の戦争責任、天皇制、その他重要な政治問題について、人々が口に出すことを恐れている。権利があっても行使できないという状況では、民主主義の制度はあっても、その中は空洞になってしまう。ここでは、自己の思想・権利をはっきりと表現し、また主張し、他人の人権も深く尊重する民主主義の能力と精神が育たない。象徴天皇制が、重圧となって、まさにこのような状況を作り出しているのである。過去の正当性の証としての意味をもっている天皇の存在が、人々が過去をすっきりと否定して、価値転換を遂げるのを妨げているのである。それは、言わば人々の頭にはめられた枷のように、人々の思考・精神を拘束している。それは、恐怖心喚起装置として、人々の脳髄を呪縛し続けているのである。文部省は、新学習指導要領で、君が代・日の丸を義務化し、これに従わないものを処罰することによって、恐怖心生産機としての天皇の性能を強化している。文部省のこのような政策が、右翼の活動を鼓舞し、長崎市長に対する銃撃事件を誘発したというべきであろう。

このように、憲法上何ら権力を持たない天皇が、民主主義精神の形成を妨げるという、巨大な力を発揮している。制度的には何の権力も与えられていないものが、大きなイデオロギー的権力を揮っているのである。ここに、象徴天皇制の政治的意義がある。政治支配の思想的・精神的バックボーンとしての役割がある。そしてまた、ここに、日本が過去をすっきりと清算して価値転換を遂げ、民主主義的発展ができない原因がある。これが、日本民主主義を二流に留め、日本を古い、人権無視の特殊な社会たらしめている根源がある。

さて、新憲法に昭和天皇が横すべりしたことは、今一つの重大な結果をもたらした。日本は、新憲法によって、過去の間違いを反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を示そうとした。こう言っていいであろう。だが、そのためには、過去の出来事の責任者が、明確に責任を取る必要があった。昭和天皇は、制度的にも、実態としても、侵略戦争と治安維持法の時代の最高責任者である。内外に対して責任を明らかにする道は、天皇の退位と天皇制の廃止であった。ところが昭和天皇その人が、そのまま象徴天皇として生き残ったのである。このことが意味することは重大である。一つは、悪いことをしたのに責任を取らな

い、と宣言したことを意味する。あるいは、天皇には責任がないと表明したことになる。つまり嘘を言ったことになる。このように、日本は、無責任か嘘つきか、そのどちらかであると、自ら内外に宣言したことになるのである。昭和天皇を象徴天皇として温存することによって、日本人は、無責任かまたは嘘つきという道徳的欠陥を、構造的に背負い込んでしまったのである。過去を反省するなら、反省の実を示さねばならないのであるが、天皇制を存続させたことによって、制度的に反省不能構造、無責任構造、虚言構造を導入してしまったのである。従軍慰安婦についても否定し続けねばならなかったし、「侵略」戦争であったことも認めることができないのである。認めれば責任を取らねばならず、責任を取るなら、天皇と天皇制があってはならないからである。要するに、戦争責任に決着をつけられない構造になっているのである。このことが、現代日本の道徳の土台・根底を破壊してしまった。悪いことをしても責任を取らない、責任はないと嘘をつく、これが、我が「皇国の風儀」となってしまったのである。政・財・官界の指導的な人々に倫理性が欠如し、国民も道徳心が麻痺して、これを許しているというのは、このような構造・「風儀」に起因しているのである。これが、現代日本社会・政治の特殊性のもう一つの原因である。

このように、象徴天皇制の存在が、人々が「人民告諭」以来の過去のバックボーンを捨て去り、民主主義精神へと価値転換するのを妨げている。人々の思想をここへと引き戻してやまぬ基準として作用している。そしてまた、それが制度的に、戦争責任を取らず反省せずという意思の表明となっており、道徳の成り立ちを破壊する結果となっている。大喪の礼や大嘗祭の大々的挙行、最大級の敬語を使っての、これらのテレビ放映、企業や学校にまで「自粛」を強要し、弔意の表明を「要望」する。また、子供たちには、天皇への敬愛の念を抱かせるよう教育し、君が代・日の丸を義務化する。これらは、新しい世代にも、天皇制思想を精神的背骨として育み、上記の構造を再生産することとなる。かくて、日本政治の特殊性の存続が保障される。